

工事施行状況報告書作成要領

令和6年4月1日

茨木市都市整備部審査指導課

この報告書作成要領は、都市計画法第80条、宅地造成及び特定盛土等規制法第25条の規定に基づく報告事項及びその作成方法を定めたものである。

許可を受けた者、土地の所有者、管理者又は占有者は、この作成要領に基づく施行状況報告書を作成し、報告書及び工事写真等を適宜添えて市長へ報告するものとする。

1. 施行状況報告書

1.1 作成要領

- (1) 様式は様式1、様式2及び様式3による。
- (2) 様式1の施行状況報告書の表紙の工事概要欄は、許可申請書の内容と一致させる。
- (3) 工事施行者等に変更があれば、法律等に基づく申請をこの報告以前に行う。
- (4) 様式2の作成については、様式2の記載例を参考にし、詳しく正確に記載する。
- (5) 様式3のチェックリストは、JIS、JASS等に基づき、市長が指示する報告資料についてまとめたものであり、許可を受けた者、土地の所有者、管理者または占有者は工事着手前に報告資料を正確に把握し、工事完了後報告資料を確認の上、チェックリストに記載し報告する。

様式2の記載例

月 日	天 気 最低気温	報 告 事 項	報 告 事 項 詳 細
○.○	晴	図面の照合	許可申請書と現場図書の照合を行った。
○.○	曇	杭地業	許可申請書の杭長より2m長い試験杭搬入、試験打ちを行う。 載荷試験の結果は申請書以上の支持力がえられた。 また支持層もボーリングデータどおりの深度であることを確認した。
○.○	晴	杭地業	50セット打設完了。 杭頭ひび割れなし。 杭芯ずれは許容範囲内である。
○.○	晴	鉄筋工事	使用鉄筋材料をミルシートで確認。
○.○	晴	鉄筋工事	底版配筋の径・本数・位置・定着等を確認。
○.○	晴	コンクリート工事	コンクリート配合報告書の資料を確認。
○.○	曇	コンクリート工事	型枠の位置・寸法およびかぶり厚さを確認。
○.○	曇	コンクリート工事	設計基準強度 $21\text{N}/\text{mm}^2$ ・スランプ15cmのコンクリート $○○\text{m}^3$ 打設した。 スランプ・空気量・塩化物量を確認。 テストピースは材令7日・28日の圧縮試験用に6本採取した。
○.○	雨	鉄筋工事	使用鉄筋材料をミルシートで確認。
○.○	曇	鉄筋工事	縦壁配筋の径・本数・位置・定着等を確認。
○.○	晴	コンクリート工事	型枠の位置・寸法およびかぶり厚さを確認。
○.○	晴	コンクリート工事	設計基準強度 $21\text{N}/\text{mm}^2$ ・スランプ15cmのコンクリート $○○\text{m}^3$ 打設した。 スランプ・空気量・塩化物量を確認。 テストピースは材令7日・28日の圧縮試験用に6本採取した。
○.○	晴	コンクリート工事	止水コンクリートを打設。
○.○	晴	土工事	転圧を行い、土の埋戻しを行った。

2. 各種試験等報告書

2.1 地盤調査報告書

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 土質試験のための乱した土の試料調製方法 | (JIS A 1201) |
| (2) 土粒子の密度試験方法 | (JIS A 1202) |
| (3) 土の含水比試験方法 | (JIS A 1203) |
| (4) 土の粒度試験方法 | (JIS A 1204) |
| (5) 土の液性限界・塑性限界試験方法 | (JIS A 1205) |
| (6) 突固めによる土の締固め試験方法 | (JIS A 1210) |
| (7) 土の一軸圧縮試験方法 | (JIS A 1216) |
| (8) 土の三軸圧縮試験 | (地盤工学会の方法) |
| (9) 土の直接剪断試験 | (地盤工学会の方法) |
| (10) 土の段階载荷による圧密試験方法 | (JIS A 1217) |
| (11) 土の透水試験方法 | (JIS A 1218) |
| (12) 現場における土の単位体積重量試験(砂置換法) | (JIS A 1214) |
| (13) 標準貫入試験方法 | (JIS A 1219) |
| (14) 平板载荷試験 | (地盤工学会の方法) |

2.2 地盤改良施工報告書

建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針(日本建築センター)による。

施工報告書

- ・施工法 (改良方法)
- ・施工内容 (許容支持力、基準強度、合格判定値)
- ・施工記録 (改良幅、深さ、固化剤等)
- ・施工写真

2.3 杭耐力試験報告書及び杭施工報告書

(1) 各種杭体試験報告書

- 既成コンクリート杭及び鋼杭
JIS表示許可書等品質を証明できる書類を添付すること。
- 場所打ち杭
コンクリート配合報告書、スランプ等試験報告書、塩化物量試験報告書、
コンクリート圧縮強度試験報告書、鉄筋強度試験報告書
- 杭の鉛直載荷試験
地盤工学会の「杭の鉛直載荷試験基準」による。
- 杭施工報告書
施工記録、支持層の確認、杭芯ずれ図、補強計算書および補強図

2.4 コンクリート配合計画書

2.5 フレッシュコンクリートのスランプ・空気量・温度試験報告書

- (1) コンクリートのスランプ試験方法 (JIS A 1101)
- (2) フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法(容積方法)
(JIS A 1118)
- (3) フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法－空気室圧縮方法
(JIS A 1128)
- (4) フレッシュコンクリートの試料採取方法 (JIS A 1115)

※試験回数

試験は打込み日ごと、かつ打込み量150m³ごとに1回行うこと。

2.6 フレッシュコンクリートの塩化物量試験報告書

JISA1144(フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法)あるいは、
JASS5T-502(フレッシュコンクリート中の塩化物量の簡易試験方法)による。

※試験回数

試験は打込み日ごと、かつ打込み量150m³ごとに1回行うこと。

2.7 コンクリート圧縮強度試験報告書

JISA1108(コンクリートの圧縮強度試験方法)による。供試体の材齢は28日とし、養生方法は建設省告示1102号による。

※試験回数

試験は打込み日ごと、かつ打込み量150m³ごとに1回行うこと。

※試験機関

一般財団法人 日本建築総合試験所

(本 部) 06-6872-0391

(大淀試験室) 06-6351-7217

(堺 試験室) 072-244-3912

(京都試験室) 075-622-0713

(神戸試験室) 078-304-0001

一般財団法人日本品質保証機構 関西試験センター 072-966-7200

株式会社サンゼン技術センター 06-4868-8061

関西コンクリート試験センター株式会社 072-920-3288

株式会社松本商事 松本コンクリート技術事務所材料試験部 06-6481-5299

株式会社ピース 材料試験部 072-887-0505

有限会社ヒカリ 072-240-5900

株式会社オーテック 試験センター 06-6475-3400

2.8 鉄筋強度試験報告書

JISZ2241 金属材料引張試験方法

JISZ2248 金属材料曲げ試験方法

JISZ2201 金属材料引張試験片

JISZ2204 金属材料曲げ試験片

※試験回数

鉄筋の種類及び径が異なるごとに1回(試験片3本)、かつ20tごとに1回(試験片3本)とする。

※ミルシートの提出があれば、これに代えることができる。

3. 工事写真の撮り方及び撮影箇所

(1) 撮り方

- ① 工事写真は、全景及び各タイプごとの詳細部分を撮影する。
- ② 詳細写真は、鉄筋径及び間隔がわかるように箱尺、リボンテープ等を配置し撮影する。
- ③ 詳細写真には、黒板をあて、工事名、施工者名、写真撮影の年月日及び断面や配筋等を表示し、撮影の目的となる内容を明確にする。

(2) 撮影箇所(撮影箇所を図面に番号、矢印等で記入する。)

- ① 工事着手前及び竣工後の全景
- ② 撮影数は、1タイプ2箇所とし、同一タイプで延長が100mを超える場合は、50mを超える毎に1箇所追加する。
- ③ 新たに設置される公共施設については、管理者と協議すること。
- ④ 擁壁(練積み)
 - 栗石地業の厚さ及び幅
 - 均しコンクリートの施工状況
 - 基礎の出来型寸法
 - 根石の据えつけ状況
 - 前面GL部分の裏込めコンクリートの幅
 - 裏栗石の厚さ及び止水コンクリートの施工状況
 - 正面からの全高さ及び根入れ深さ
- ⑤ 擁壁(重力式、もたれ式)
 - 栗石地業の厚さ及び幅
 - 均しコンクリートの施工状況
 - 躯体の出来形寸法及び根入れ深さ
 - 裏栗石の厚さ及び止水コンクリートの施工状況
- ⑥ 擁壁(L形コンクリート、逆T形コンクリート)
 - 栗石地業の厚さ及び幅
 - 均しコンクリートの施工状況
 - 基礎の配筋状況(径、ピッチ、定着長さ等)
 - 基礎の出来形寸法
 - 縦壁の配筋状況(径、ピッチ、定着長さ等)
 - 縦壁の出来形寸法及び根入れ深さ
 - 裏栗石の厚さ及び止水コンクリートの施工状況
- ⑦ 排水関係
 - 堀方の深さ及び幅
 - 地業深さ及び幅
 - 排水管、人孔及び柵等の敷設状況
 - その他完成後見えなくなる部分
- ⑧ 盛土工事
 - 盛土厚さ30cm毎の転圧状況

4. 報告事項資料の取り扱いについて

(1) 報告者

土地の所有者・管理者又は占有者とする。

(2) 報告

工事完了届提出時に添付する。

(3) 設計変更の取り扱い

工事着手前および工事中で設計変更(軽微な変更、大幅な変更を問わず)が生じた場合は、すみやかに本市審査指導課と協議を行い、指示を受けること。

(4) 報告事項資料の部数

原則として、一部とする。

(5) 地盤調査について

試料採取位置、試験位置については工事着手前に市担当者と打ち合わせを行うこと。